平成２２年（フ）第１６０３号
東京都千代田区神田西福田町４番地３
破産者　ビローラ化粧品株式会社
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２２３号
破産手続開始決定時の住所横浜市旭区南本宿町142番地11
破産者　被相続人鈴木康夫相続財産（破産手続開始決定時の氏名鈴木康央こと鈴木康夫）
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９５号
長野県上田市小島134番地１
破産者　有限会社レジンカンパニー
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第７４号
三重県多気郡明和町大字佐田936番地18
破産者　有限会社中村鉄筋
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第７５号
三重県多気郡多気町相可台31番地３
破産者　中村　房男
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第９１号
三重県松阪市久保町1055―14　メモリー５―102号、住民票上の住所三重県松阪市新町918番地
破産者　東谷　典子
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第４５号
三重県度会郡南伊勢町古和浦226番地の50
破産者　株式会社山川建設
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
三重県度会郡南伊勢町古和浦864番地３
破産者　山川　義仁
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第８７号
熊本市段山本町５番24号
破産者　熊本罐詰株式会社
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１６６号
熊本県天草市下浦町3281番地129
破産者　株式会社ニシキド造園土木
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８５７号
熊本市八王寺町43番16号
破産者　有限会社オガタ企画
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２７９号
沖縄県うるま市勝連平安名435番地
破産者　東門口順一
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１９４号
群馬県前橋市昭和町３丁目15番３号
破産者　株式会社渋谷
1　決定年月日　平成23年２月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６０１号
札幌市西区琴似３条１丁目１番13―1505号
破産者　株式会社シーネット
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４９９号
福井県鯖江市本町１丁目４番11号
破産者　株式会社堀電機
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６０号
徳島県美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南121番地５
破産者　株式会社アーキテクチャーオフィス
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２０年（フ）第７３９号
青森市大字油川字大浜143番地
破産者　有限会社伊藤商店
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７号
東京都町田市金井町1944番地８Ｃｈａｍｐｍ　206
破産者　毛部川　仁
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１９号
富山県黒部市宇奈月町音澤738番地
破産者　株式会社佐々木土建
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第２６１号
岐阜県各務原市松本町２丁目459番地
破産者　有限会社塚本工業
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５８９号
岐阜県瑞穂市牛牧549番地の１
破産者　脇若木材株式会社
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所